裏

文化財保護法（昭和25年法律第214号）抄

第186条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、第38条第１項又は第170条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第98条第１項の規定による発掘の施行及び第123条第１項又は第170条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

２　都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第38条第１項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第39条の規定を、第98条第１項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第３項で準用する第39条の規定を、第123条第１項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第２項で準用する第39条の規定を準用する。

第98条　文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

３　第１項の場合には、第39条（同条第３項において準用する第32条の２第５項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

第39条　文化庁長官は、前条第１項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

３　前条第１項の規定による修理又は措置の施行には、第32条の２第５項の規定を準用する。

第198条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第98条第３項（第186条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第39条第３項において準用する第32条の２第５項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格B6とすること。